

仕様書

1 業務名称

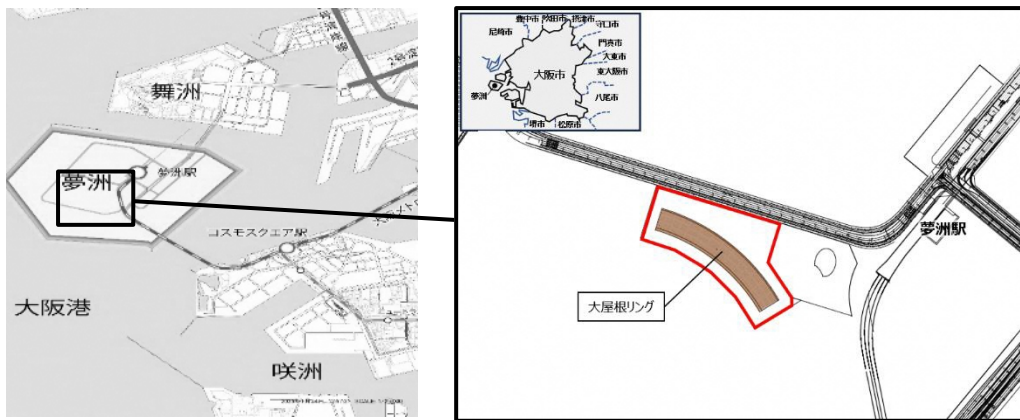
大屋根リングの初期改修に係る基本設計及び維持管理計画策定業務委託

2 業務目的

本業務は、大屋根リング北東部の約 200m 区間について、令和 9 年 6 月末までに準用工作物（記念塔）への変更を行うとともに、将来的な準用工作物（物見塔）としての利活用を見据え、仮設建築物として整備されたリングの利活用に向けた初期改修に係る基本設計及び今後の維持管理計画を策定するものである。

3 業務対象・場所など

- (1) 対象施設 大屋根リングの一部
- (2) 施設所有・管理 公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会
※対象施設は、令和 10 年 2 月までに 2025 年日本国際博覧会協会から大阪市へ施設の所有・管理を引き継ぐ予定である。
- (3) 施設の場所 大阪府大阪市此花区夢洲中 1 丁目（下図参照）



- (4) 施設用途 仮設建築物（歩廊）
ただし、令和 9 年 6 月末までに準用工作物（記念塔）に変更の上、将来的には準用工作物（物見塔）として人が登れる形での利活用を想定している。

4 設計・検討と条件

- (1) 敷地の条件
 - a. 敷地の面積 約 2.9 ha（記念公園ゾーン全体）
 - b. 用途地域及び地区の指定 商業地域（建蔽率 80%、容積率 400%）

準防火地域

特別用途地区（国際観光地区）

（２） 施設の条件

- a. 施設の築造面積 7,500 m²程度
※本面積は現時点での想定であり、今後の検討調査結果等により変更する場合がある。
- b. 主要構造 木造軸組工法 / CLT パネル工法
- c. 耐震安全性の分類 「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による耐震安全性の分類は、以下のとおりとする。
- | | |
|------------|----|
| 1) 構造体 | Ⅲ類 |
| 2) 建築非構造部材 | B類 |
| 3) 建築設備 | 乙類 |

（３） 初期改修及び維持管理計画策定の条件

- a. 費用（概算額） 初期改修：約 40 億円（税込み）
維持管理：約 1.5 億円/年（税込み）
※上記の費用については、未来創造会議への報告を経た上で、剰余金の充当が可能な範囲において確定する。
- b. 建設工期 約 12 ヶ月（想定）
- c. 設計・検討と条件 用途：将来的に準用工作物（物見塔）として人が登れる形での利活用を想定
利活用の期間：20 年間程度を想定
※利活用の期間については現時点での想定であり、今後の検討調査結果等により変更する場合がある。
- d. 最大利用人数 1,500 人程度（大屋根リング上部）
※構造計画、避難計画及び設備計画における想定利用人数とし、今後の検討結果等により変更する場合がある。

5 履行期間

契約締結日から令和 9 年 10 月 29 日（金）まで

※初期改修費用及び維持管理費用の概算書は、令和 8 年 12 月 25 日（金）までに提出

※準用工作物（記念塔）に係る建築基準法第 18 条第 2 項に規定する計画通知は、令和 9 年 6 月 30 日（水）までに完了

6 業務内容

仮設建築物として建築された大屋根リングについて、原型に近い形で残置・活用するため、次に掲げる事項について検討を行うこと。なお、検討にあたっては、基礎及び柱脚部の防水性能、集成材及びCLTの接着性能、鋼材の防錆処理、木材と鋼材の接触部における結露等への対策等の大屋根リングの利活用にあたって特に留意すべき事項を踏まえ、供用開始前に必要となる改修内容及び優先順位並びに供用開始後の点検、補修及びモニタリング等の維持管理手法について併せて検討すること。

また、別途業務である大屋根リングの現況調査業務委託の結果を踏まえるとともに、夢洲第2期区域記念公園ゾーンの事業構想及び基本計画策定等業務と相互調整を行いながら業務を進めること。

(1) 初期改修に係る基本設計

ア 条件整理及び基本事項

① 改修コスト縮減の検討

初期改修費及び将来の維持管理費の縮減を図る観点から、施工方法、改修範囲及び更新方法等について総合的に検討すること。

② 耐久性向上の検討

木材、鋼材及び接合部の劣化抑制を図るため、防水、防腐、防錆その他の耐久性向上方策を検討すること。

③ 防耐火対応の検討

利用者の安全確保及び火災時の構造安全性の確保の観点から、必要な防耐火対策について検討すること。

④ 構造補強の必要性検討

現況調査結果等も踏まえ、想定する利用条件に応じた構造安全性を確保するため、必要な補強内容及び補強方法を検討すること。

⑤ 動線・避難計画等の検討

想定利用者数を踏まえ、安全かつ円滑な利用が可能となる動線計画、避難計画及びバリアフリー対応について検討すること。なお、将来的な準用工作物(物見塔)としての利活用を見据え、昇降機設備の設置を前提とした利用動線及びバリアフリー動線についても検討すること。

⑥ 照明設備計画等の検討

万博を想起させる魅力的な夜間景観の形成を図るため、防災性や維持管理面にも配慮した照明設備計画を検討すること。

⑦ 環境への配慮の検討

環境負荷低減及び資源循環の観点から、環境に配慮した整備を検討すること。

⑧ 設備計画等の検討

利活用に伴い必要となる消防設備、給排水衛生設備、電気設備、放送設備、

情報通信設備、昇降機設備等の整備について検討すること。

⑨ 修景計画の検討

景観形成との調和を図りながら、植栽、修景施設その他の景観要素について、維持管理性を考慮した整備方策を検討すること。

イ 基本設計の内容

令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項第1号において示される「業務内容」及び「設計の種類」における「総合」「構造」「設備」による。

ウ 法令関係・条例関係（必要な各種協議資料、申請書の作成等）

以下の関係法令及び条例等に準拠し、必要な協議、申請書類の作成及び手続きを行うこと。

- ・ 建築基準法及び建築基準関係規定
- ・ 大阪市建築基準法取扱い
- ・ 警察協議（工事用進入路等）
- ・ 消防協議
- ・ 土壌汚染協議
- ・ 水道、下水道協議
- ・ 道路協議
- ・ 公園協議
- ・ 電力、ガス協議
- ・ 通信インフラ協議
- ・ 都市計画法に基づく開発許可制度に係る審査基準（都市計画法第29条関係）
- ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法協議
- ・ 大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱に基づく建築物の事前協議
- ・ 大阪市景観計画
- ・ 大阪市中高層建築物の一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置
- ・ 大阪市屋外広告物条例
- ・ 大阪府温暖化の防止等に関する条例
- ・ その他（必要となる関係者協議支援含む）

(2) 維持管理計画の策定

ア 条件整理及び基本事項

① 劣化・損傷の考え方

木造構造物、木質材料（集成材、CLT等）における劣化の捉え方や維持管理上考慮すべき状態区分について整理する。

② 点検体系の構築

点検実施者の区分（専門技術者・管理者等）、点検方法（目視・計測・非破

壊試験等)、点検項目及び実施頻度について整理する。

③ 健全性評価の考え方

評価の枠組み及び指標を設定し、点検結果に基づく健全性の評価手法及び評価手順を整理する。

④ 維持管理水準の設定

利活用の期間及び供用条件を踏まえ、維持すべき性能水準（安全性・耐久性等）を設定するとともに、当該性能水準に対応した管理基準を整理する。

⑤ 補修・対応方針

劣化・損傷の程度に応じた対応区分（経過観察・補修・更新等）を設定し、対応判断の基準及び実施手順を整理する。

⑥ モニタリング手法の検討

大屋根リングの構造特性及び想定される劣化要因を踏まえ、構造体の健全性を継続的に把握するためのモニタリング項目を整理するとともに、計測手法、計測箇所、計測頻度及び運用方法を検討する。

⑦ 維持管理マニュアルの検討

維持管理業務の実施手順、点検・補修履歴の記録方法及び情報管理方法を整理し、継続的な運用のため建築基準法、消防法等の関係法令に適合した維持管理が可能なマニュアル構成を検討する。

イ 維持管理計画の内容

上記ア①から⑦までの検討結果を踏まえ、大屋根リングの利活用期間における安全性、耐久性及び機能性を確保するための維持管理計画を策定すること。維持管理計画には、劣化・損傷に対する基本的な考え方、点検体系、健全性評価手法、維持管理水準、補修・更新の判断方針、モニタリング手法、維持管理マニュアルの基本的な考え方等を整理するとともに、維持管理に係る各種水準書、仕様書（案）及び業務フローを作成すること。

また、維持管理計画は、建築基準法、消防法その他関係法令に適合し、継続的かつ効率的な維持管理の実施が可能な内容とすること。

（３） 計画通知

本施設については、令和９年６月末までに仮設建築物（歩廊）から準用工作物（記念塔）へ変更する必要があることから、本業務においては、当該移行に係る適用法令及び関係基準の確認、関係機関との協議、建築基準法第１８条第２項に規定する計画通知手続、必要図書の作成及び関係機関からの指摘事項への対応を行うこと。

なお、計画通知に必要な図書の作成は「（１）初期改修に係る基本設計」に含むものとし、計画通知に係る設計内容及び設備計画は、準用工作物（記念塔）として必要となる範囲を対象とする。このため、昇降機設備は計画通知の対象外とする。

(4) その他の業務

業務内容は次による。

- ・ 大屋根リングの初期改修、維持管理及び最終的な解体・撤去までを含むライフサイクルコストの概算算定
 - ・ 改修費予算の申請に伴う資料作成・提供
 - ・ 専門家会議等の運営支援（資料作成及び議事概要作成を含む）
 - ・ 今後別途発注を予定している実施設計・工事発注及び維持管理業務に向けた資料提供等の協力
 - ・ 上記以外に発注者が求める資料の作成支援等
 - ・ 記念公園ゾーンにおけるその他業務受注者との調整業務
- ※大屋根リングと輻輳するインフラ計画等において主体的にその他業務受注者と相互に情報共有や連絡調整を行う。

7 適用基準類

(1) 建築設計業務

適用図書は最新年度版を使用すること。

- ・ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課)
- ・ 建築工事設計図書作成基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・ 官庁施設の基本的性能基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・ 官庁施設の基本的性能に関する技術基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・ 建築構造設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課)
- ・ 建築物の構造関係技術基準解説書(国土交通省国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人建築研究所)
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準耐震・対津波計画基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・ 大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン(大阪府)
- ・ CAD製図基準に関する運用ガイドライン(国土交通省大臣官房技術調査課)
- ・ 建築設計業務等電子納品要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室)
- ・ 発注者より提示する各種ガイドライン
- ・ 別途発注者が指示したもの

(2) 設備設計業務

適用図書は最新年度版を使用すること。

- ・ 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- ・ 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・ 雨水利用・排水再利用設備計画基準・同解説（ Ⅱ ）
- ・ 大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン(大阪府)
- ・ CAD 製図基準に関する運用ガイドライン（国土交通省大臣官房技術調査課）
- ・ 建築設計業務等電子納品要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室）
- ・ 発注者より提示する各種ガイドライン
- ・ 別途発注者が指示したもの

8 提出書類

受注者は、業務委託契約後、発注者の指定する提出書類（指定様式による）を作成し、速やかに発注者に提出すること。

（１） 業務計画書

受注者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。業務計画書には、次の書類を添付する。また、受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

ア．業務工程表

イ．管理技術者通知兼業務実施体制

ウ．その他監督職員が必要に応じ指定する事項

(2) 打合せ記録

受注者は、次に掲げる打合せ等において、必要な資料を準備するとともに、打ち合わせ後は速やかに記録を作成のうえ、監督職員に提出すること。

ア．業務着手時

イ．監督職員又は管理技術者が必要と認めた時

ウ．定例会議

業務の進捗状況、課題その他必要事項について説明・報告等を行うため、開催する。

エ．総合定例会議

本業務受注者は業務の進捗状況や課題の共有等を、別途契約する夢洲第2期区域記念公園ゾーンの事業構想及び基本計画策定等業務を担う受注者に対して行う。

(3) 業務完了届

(4) 業務カルテの作成及び登録

受注者は、請負金額 500 万円以上の設計業務について、業務完了後 10 日以内に、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に基づき業務カルテを作成し、監督職員の確認を受けた後、一般社団法人公共建築協会へ提出するものとする。

また、受注者は、業務カルテ受領書の写しを監督職員へ提出するものとする。

9 業務の実施

- (1) 受注者は、業務の実施にあたり、本仕様書に基づくとともに、関係法令及び関係基準等を遵守すること。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたり、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (3) 受注者は、業務実施計画書に基づき、監督職員に対し現地確認実施日程を事前に連絡する。なお、博覧会協会への連絡・調整等については、発注者と協議の上、決定する。
- (4) 受注者は、定期会議及び総合定例会議において、業務の進捗状況、課題その他必要事項について説明・報告を行うとともに、必要な資料の準備や打合せ等の記録簿を作成すること。具体的な内容及び開催時期は、契約締結後に監督職員と協議のうえ決定する。なお、開催方法はオンライン・対面を問わない。
- (5) 業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (6) 業務中の受注者の責により生じた損害の補償は、受注者の責任とする。

- (7) 本業務の履行に必要な物品等は、受注者で準備すること。
- (8) 設計図に特定の製造業者による製品名等を記載する場合、「同等品」等を併記し、製品等が限定されない記載とすること。
- (9) 業務内容、業務推進において SDG s へ配慮し、業務を進めること。

10 貸与資料

(1) 貸与資料

- ・ 大屋根リング 現況調査業務委託の結果速報

※業務委託期間は令和 8 年 9 月から令和 9 年 2 月までを予定しており、調査の進捗に応じて随時資料を提供する。

- ・ 大屋根リング 建築工事（意匠図、構造図）実施設計図
- ・ 大屋根リング 構造計算書 ※個別計算は北東工区のみ
- ・ 大屋根リング 仮設建築物許可申請の写し、建築確認申請（副本）の写し
- ・ 夢洲地区のボーリングデータ

<https://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000506387.html>

11 業務スケジュール（イメージ）

	2026 年度（令和 8 年度）	2027 年度（令和 9 年度）
基本設計		
維持管理計画の策定		
概算算定		
報告書作成		

★12 月下旬 提示

12 業務実施体制、従事者の資格等

(1) 受注者は、本業務について次のとおり取り組むこと。

- ア. 本業務の効果を最大化させるため、事業目的等を十分理解したうえで、発注者と十分に協議を行い、業務全体を総括する管理技術者を配置すること。
- イ. 委託業務の実施スケジュールを提案すること。
- ウ. 本業務に関する実施体制を示す実施体制表を作成し、報告すること。
- エ. スタッフの配置、連絡体制等を明確にしておくこと。

(2) 管理技術者の資格要件は次による。

- ア. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 5 条の規定に基づく一級建築士の登録を受けていること。

13 成果図書、成果物

(1) 成果図書、成果物一覧

本業務において作成する成果物については次のとおりとする。図面の詳細度は概算算定及び計画通知に必要な範囲とする。

成果物の作成にあたっては、図面は A3 判、それ以外の成果物は A4 判を基本とし、内容、情報量及び閲覧性を考慮のうえ、適切な様式及びサイズを選定すること。また、成果物の内容、様式等の詳細については、発注者と十分に協議の上、決定するものとする。

なお、各年度における成果物の提出時期については発注者の指示に従うこと。

名 称	提出形式・部数
【基本設計条件】 ・設計条件書 ・敷地周辺状況、写真 ・法規制概要図 ・ハザードマップによる浸水チェック図 ・インフラ現況図 ・類似施設図面、写真	原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ
【基本設計趣旨】 ・設計趣旨説明書 ・透視図 (鳥瞰図 サイズ A1 カット数 1、アイレベル (GL レベル) サイズ A1 カット数 1、アイレベル (歩廊上) サイズ A1 カット数 1) ・使用材料選定比較表	原稿 1、電子データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原稿 1、電子データ
【意匠図】 ・表紙及び図面リスト ・設計概要書 ・工事区分表 ・仕上表 ・面積表、緑地求積図 ・案内図・配置図 ・平面図 (屋根伏も含む) ・立面図 (施設全体の外部仕上げが分かるもの) ・断面図 ・矩計図 ・外構図 ・緑化計画図 ・雨水排水計画図、雨水流出調整検討図 ・法規チェック図、法規チェックリスト ・その他概算算出に必要な図面	原図 1、PDF 及び CAD データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原稿 1、電子データ 原図 1、PDF 及び CAD データ
【構造計画】 ・表紙及び図面リスト ・基本設計方針 ・地盤概要 ・設定荷重表 ・基礎伏図 ・軸組図	原図 1、PDF 及び CAD データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原図 1、PDF 及び CAD データ

・部材断面リスト（２次部材も含む） ・雑詳細図（概算算出に必要な物） ・構造計算概要書 ・その他概算算出に必要な図面 【設備計画】 ・表紙及び図面リスト ・設備設計概要書 ・工事区分表 ・設備諸元表 ・設備機器搬入計画書 ・設備方式検討書 ・各種計算書 ・自家発電設備、直流電源装置 ・災害時の給排水設備対策検討書 ・各種必要設備計画 （自動制御設備、情報通信設備、拡声設備、音響設備、監視カメラ設備など） ・インフラ引き込み計画図 ・防災設備設計概要図（系統図、プロット図） ・荷重表 ・動力表 ・移設設備検討書 【電気設備図】 ・表紙及び図面リスト ・各種機器表・器具表 ・各種系統図（幹線・動力・情報通信等） ・各種平面図（主要な設備をプロットしたもの） ・受変電設備図 （単線結線図、系統図、各階平面図、外構図、EPS 断面図、プロット図、特殊部分詳細図） ・電灯設備図（照明器具姿図、各階平面図、外構図） ・弱電設備図（系統図、各階平面図、外構図） ・警報設備図（系統図、各階平面図） ・その他概算算出に必要な図面 【機械設備図】 ・表紙及び図面リスト ・各種機器表・器具表 ・各種系統図（給排水衛生設備・消火設備等） ・各種平面図（主要な設備をプロットしたもの） ・その他概算算出に必要な図面 【昇降機設備図】 ・表紙及び図面リスト ・仕様書 ・昇降機平面図・断面図 ・部分詳細図 ・その他概算算出に必要な図面 【維持管理計画】 ・維持管理計画書（維持管理方針、点検体系、評価手法、補修方針等を整理したもの）	原図 1、PDF 及び CAD データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原稿 1、電子データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原稿 1、電子データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原稿 1、電子データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原稿 1、電子データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原稿 1、電子データ
--	--

・維持管理マニュアル（点検・補修の実施手順、記録方法、運用方法等を整理したもの） ・健全性評価基準（評価区分、評価指標及び判定基準等） ・点検計画書（点検項目、点検方法、点検頻度及び実施体制を整理したもの） ・補修・対応方針書（劣化・損傷の程度に応じた対応方針及び判断基準） ・モニタリング計画書（モニタリングの必要性、手法、対象及び運用方法の整理） ・各種水準書・仕様書（案）（維持管理に係る基準及び業務実施条件の整理） ・維持管理業務フロー（点検・評価・対応までの一連の業務の流れを整理したもの）	原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ
【共通事項】 ・計画通知 副本 ・初期改修費及び維持管理費概算書 ※コスト削減・各種比較検討含む ・動線・避難計画検討書 ・各種打合せ議事録 ・官公庁等協議録 ・工事工程表 ・仮設計画図 ・ゾーニング計画（セキュリティ区分等） ・現地調査報告書及びカラー写真 ・消防設備一覧表 ・省エネ計算書の概要 ・雨水流出抑制検討書 ・専門家会議等における説明資料及び議事概要 ・実施設計に向けた技術課題整理表	原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原図 1、PDF 及び CAD データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ 原稿 1、電子データ
・基本設計書（上記成果品から監督員と協議してまとめる） A3 製本 5 部 ・CD-R 上記成果品の電子データ一式を格納 2 部 ・原稿・原図一式（紙）ファイル綴じ	

14 再委託等の禁止

- （１）業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ・ 大屋根リングの初期改修に係る基本設計に関する企画立案、設計方針の決定及び設計内容の総合的な取りまとめ
 - ・ 維持管理計画に関する検討の基本方針の策定並びに業務全体の遂行管理
 - ・ 本業務の報告書のとりまとめ等
- （２）受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- （３）受注者は、第 1 号及び第 2 号に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものに

については、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

15 業務実施に関する基本的な条件

(1) 業務実施体制

受注者は、業務の運営体制を明確にし、業務を適切に実施するために必要な経験を有するスタッフを配置すること。

(2) 契約及び費用等に関する条件

業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しないものとする。

(3) 秘密の保持

ア. 受注者は、この契約の履行に関して知りえた秘密は、契約期間中はもとより契約期間後においても第三者に漏らしてはならない。

イ. 受注者は、提供された資料を本業務以外の目的には使用しないこと。また、第三者への提供は、閲覧・複写・貸出等方法の如何を問わず行わないこと。

ウ. 本業務の遂行にあたり収集した情報については、機密保持の観点から、施錠の徹底や電子データのパスワード設定など、万全なセキュリティ対策を講じて扱わなければならない。

(4) 著作物の譲渡等

ア. 受注者は、本事業における成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1

項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。また、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

- イ. 発注者は、成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- ウ. 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- エ. 受注者は、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、当該成果物の内容を公表することができる。
- オ. 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
- カ. 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）の作成にあたり必要な著作権等の手続きについて、受注者の責任及び契約額の範囲において実施すること。